

# 規約

2006年 9月

## 関東学生ボディビル連盟

第一条 (名称)  
本連盟の正式名称は関東学生ボディビル連盟と定む。

第二条 (本部)  
本連盟の本部は本連盟理事長在籍校内におく。

第三条 (目的)  
本連盟は、ボディビル活動及びパワーリフティング活動を教養たる身体を育成し、併せて、豊かなる教養及び人格を形成し、且つ、周到線密なる注意力、責任感の涵養、連盟員相互の親睦を目的とする。

第四条 (事業)  
本連盟は前条の目的達成の為に次の事業を行う。  
(1) 理事会の開催  
(2) 加盟大学の統括とその活動の助成  
(3) 各選手権大会  
(4) ボディビル及びパワーリフティングに関する宣伝、啓発、並びに指導、奨励、研究調査  
(5) 他連盟との交歓並びに理事会の承認を得た他組織への参加  
(6) リーダースキャンプ等の講習  
(7) 競技用具の保管  
(8) 国際競技会への参加  
(9) 記録保管  
(10) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第五条 (組織)  
本連盟は文部省によって認可された大学及び短大が公認もしくはそれに準じた取り扱いをしているボディビルあるいは、パワーリフティングのクラブの構成員で本連盟が加入を認めたものをもって構成する。

第六条 (役員)  
本連盟に次の役員を置く  
会長 1名  
副会長 1名  
顧問 若干名  
相談役 若干名

第七条 (会長、副会長)  
会長、副会長は大学教職員の中より特にボディビル及びパワーリフティング活動に理解あるものを選任することを原則とする。

第八条 (顧問)  
顧問は本連盟に理解あるもの、並びに有識経験者とする。

第九条 (相談役)  
相談役は本連盟OBで、本連盟に理解があり、その発展に対し積極的な援助を惜しまないものとする。

第十条 (役員を選任)  
会長、副会長、顧問、相談役は何れも理事会の3分の2以上の賛同をもって選任する。但し、名誉職をおくこともある。

第十一条 (理事会)  
1.理事会は本連盟の加盟各団体より1名宛選任された理事により構成される。又、理事は理事補佐を置くことができる。  
会長、副会長、顧問、相談役、理事補佐、OB会員も参加できるが、議決権はないものとする。  
但し、理事欠席の場合、理事補佐に議決権の代行を認める。

2.理事会は本連盟の最高の議決機関にして、かかる決定事項については会長、副会長、顧問、相談役、連盟員等の如何なるものも従わなければならない。

3.理事会は理事長の召集、又は理事総数の5分の1以上の要求のある場合に開催する。

4.理事会は理事総数の2分の1以上の出席をもって有効とする。  
但し、理事・理事補佐が理事に出席できないときは、他の理事に議決権を委任することができる。この場合委任をした理事は出席したものとする。

5.理事会の議決は原則として出席理事の過半数をもって定め、可否同数のときは議長がこれを定める。

6.議長は理事長又は副理事長がその任にあたる。

7.次の事項は理事会の議決を経なければならない。  
イ 事業計画及び予算計画  
ロ 事業報告及び決算報告  
ハ 役員・常任理事の選任  
ニ 本規約諸規定の改廃  
ホ その他、理事会で必要と認めた事項

8.理事会は2期制とし、前期は1月1日から6月30日、後期は7月1日から12月31日までとする。

9.理事は、理事会を組織し、この規約に定める権限を有する。

第十二条 (任期)  
1.役員(任期)は3年とし、理事の任期は2年とする。  
但し、再任を妨げない。

2.理事補佐の任期は前任者の残任期間とする。

3.理事は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその任務を行う。

4.役員・理事が何らかの理由で辞職せざるを得ない場合は、この限りではない。

第十三条 (常任理事会)  
1.常任理事会は、本連盟の最高執行機関として直接連盟の運営を図り、連盟活動計画作成の中心となる。  
理事の中より理事会で選任された以下の現役理事により構成する。  
イ 理事長 1名  
ロ 副理事長 1名  
ハ 事務局長 1名  
ニ 財務部長 1名  
ホ 渉外部長 1名  
ヘ 広報部長 1名  
ホ 技術部長 1名  
チ 書記 若干名

2.常任理事の選出は原則として立候補制とする。  
選任については、理事会の出席理事3分の2以上の賛同を要する。  
但し、総理事の4分の3以上の賛同があれば連盟運営を円滑ならしめる為、代表者の指名、委嘱の手段を用いることができる。

3.任期は原則として1年とし、任期交代は7月1日をもってそれを行う。

第十四条 (役員・常任理事の任務)  
1.会長・副会長  
イ 会長は本連盟の象徴である。  
ロ 会長は円滑なる連盟活動の運営のために適切な指導及び、助言を常任理事会を通じてなす。  
ハ 副会長は会長を補佐する。

2.顧問  
顧問は適切な指導及び忠告を行い本連盟の発展に努めねばならない。

3.相談役  
相談役は本連盟の発展のために良き相談役となるよう努めねばならない。

4.理事長・副理事長  
イ 理事長は本連盟の最高責任者として本連盟を代表し、統括する。  
ロ 理事長は連盟員相互の親睦団結に努めなければならない。  
ハ 理事長は会長、副会長、顧問、相談役、OB会と緊密なる連絡を保ち連盟活動報告の義務がある。  
ニ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あらば、その任務を代行する。

5.事務局長  
事務局長は連盟活動に必要な事務一切を総務する。

6.財務部長  
財務部長は連盟活動に必要な会計一切を総務する。

7.渉外部長  
渉外部長は対外的活動の一切を総務する。

8.広報部長  
広報部長は連盟活動予定、結果、記録をマスコミに発表する。プログラムの発行も行う。

9.技術部長  
技術部長は学生記録の保管及び、本連盟に所属する審判員の技術の向上に努める。

10.書記  
書記は本連盟の議事等活動報告の一切を記録し、並びに本連盟の運営を円滑ならしめるよう努める。

第十五条 (各種特別委員会)  
必要に応じ適宜、各大会執行委員会、懲罰委員会、加盟委員会等を置くことができ、その構成員は理事長が指名する。

第十六条 (OB会)  
本連盟はその付属機関としてOB会を設け、OB会会員は別に定めるOB会会則に拘束される。

第十七条 (除名)  
次の項に触れるものは第十五条による懲罰委員会の審査を経たのち、理事会の出席理事3分の2以上の決議をもって除名処分とする。  
(1) 連盟活動に支障をきたす行為をしたもの。  
(2) 本連盟の名誉を著しくけがしたもの。  
(3) 日本パワーリフティング協会アマチュア規定に反したもの。

第十八条 (抹消)  
半年以上無届けで活動休止した加盟団体は自動的に連盟籍を抹消される。

第十九条 (謹慎・活動停止)  
十七条の行為のうち本連盟に対し除名に値せぬ程度の問題を起こした加盟団体及び連盟員には前述の懲罰委員会の審査を経たのち、理事会の決定により謹慎、活動の停止等を命ずることができる。

第二十条 (勧告)  
本連盟に対し何らかの問題を起こした連盟員には、その所属する団体の主将に対し理事会の決定により除名、謹慎などの適当な処置をとるよう勧告できる。

第二十一条 (復帰)  
資格を失ったもの(除名を含む)に対しての復帰に関する事項はすべて理事会で決定する。  
尚、復帰に関しては全会一致でのみ認められる。

第二十二条 (新規加盟)  
1.新規加盟団体はボディビル及び、パワーリフティングの活動を目的とする関東地方に本部をおくところの団体で、且つ、本規約を厳守することを誓約し、加盟申込書、名称、代表者名、所在地等を記載し、連盟規約、役員名簿、所属大学に関する書類(代表者名、所在地、役員名及び連盟員名を明記したもの)を添えて、提出しなければならない。  
2.前項の団体は一大学一団体を原則として二団体以上の場合は厳格なる審査を行ない、全会一致でのみ認める。  
3.大学及び短大を超越した団体は認めない。  
4.原則として個人加盟は認めない。  
5.再加盟については新規加盟と同等の手順を踏むこととする。

第二十三条 (新規加盟の承認)  
新規加盟の承認は、第十五条による加盟委員会の審査を経たのち、理事会においてまず準加盟が決定され、準加盟から半年を監察期間とし、それを経て正式加盟が理事会において決定される。又、試合への参加は、正式加盟の承認を受けた時点以降の大会とする。

第二十四条 (脱退)  
脱退は原則として自由であるが、脱退理由を速やかに理事長に通告せねばならない。  
更に、理事長は、その理由を広く連盟員に報告しなければならない。

第二十五条 (登録)  
1.加盟団体は登録にあたり役員名簿及び連盟員に関する書類を作成し、連盟費を添えて、毎年6月30日までに、本連盟に提出しなければならない。  
2.連盟費の額は、毎年常任理事会にて決定する。  
3.登録有効期間は、その年の12月31日までとする。  
4.前期は本連盟加盟団体の2年生から4年生、後期は前期未登録者が登録できる。  
但し、1年生で常任理事会が前期の大会出場を妥当と認めた場合は、本連盟理事長に連絡し、了承を得て登録できる。

第二十六条 (登録年数)  
1.登録年数は基本的に4年間とする。  
但し、どの大学、短大に所属していても、本連盟員の大学、短大在籍合計期間は4年をこえてはならない。  
2.本連盟員が休学した場合においても、その休学期間は本連盟に登録していたものとみなす。  
3.その他、登録年数に関して問題が生じた場合、常任理事会の審査を経たのち理事会の決議に委ねられる。

第二十七条 (本連盟以外の団体の登録)  
本連盟以外の団体に登録しているものは、原則としてこれを認めない。但し、理事会において承認されれば登録できる。  
尚、本連盟に登録しているもので他団体に登録する場合、理事会の承認を得なくてはならない。

第二十八条 (登録の不正行為)  
登録に関して不正があった場合、前述の懲罰委員会の審査を経たのち理事会において処分が決定される。

第二十九条 (会計)  
本連盟の諸経費は加盟各団体の各種連盟及び援助金、その他の収入をもってあてる。

第三十条 (会計報告)  
1.財務部長は経理を報告する義務がある。  
尚、その経理に対して若干名の会計監査員を置き、それは加盟団体の中から任意のものを常任理事会が選出する。  
2.理事は財務部長に対し、いつでも会計簿等の公開を要求できる。  
又、要求があった場合、財務部長は必ず応じなければならない。

第三十一条 (会計年度)  
本連盟の会計年度は、常任理事の任期に準ずる。

第三十二条 (予算案、決算報告の承認)  
予算案、決算報告は理事会の承認を得なければならない。  
これは年度末の理事会において行う。

第三十三条 (規約改正の発議権)  
当規約の改正又は、修正の発議権は理事各々がこれを有する。

第三十四条 (規約改正の同意)  
当規約の改正又は、修正には出席理事の3分の2以上の同意を要する。

第三十五条 (解任)  
役員、常任理事、理事解任については第三十四条に準ずる。

第三十六条 (釈明)  
役員、常任理事、理事の解任は第三十五条に準ずるが、解任される役員、常任理事、理事には必ず釈明の場を与えなければならない。

第三十七条 (附則)  
1.本規約に定めなき事項は、本連盟の慣習に依る。  
又、本規約の解釈に疑事が生じた場合、解釈決定は理事会にて行う。

2.この規約は平成18年9月20日から施行する。